

大牟田市狭あい道路整備等促進事業に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路の拡幅整備を促進することにより、生活環境の向上及び安全で良好な市街地の形成を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路 現況幅員4メートル未満の市道及び法定外道路（里道等）で、次に掲げるいずれかをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により指定を受けたもの

イ 法第42条第2項の規定により指定されたもの

ウ 法第43条第2項第2号の規定により許可の対象となるもの

エ その他、周辺の道路の状況を考慮し、市長が拡幅の必要があると認めるもの

(2) 建築主等 建築主、土地所有者、建築物の所有権及び借地権その他この土地を使用する権利を有する者をいう。

(3) 敷地後退線 次に掲げるものをいう。

ア 法第42条第1項第5号の規定により道路境界線とみなされる線

イ 法第42条第2項の規定により道路境界線とみなされる線

ウ 法第43条第2項第2号の規定により許可の対象となり、道路境界線とみなされる線

エ その他の狭あい道路の場合、法第42条第2項の規定を準用して道路の境界線とみなされる線

(4) 後退用地 敷地後退線と狭あい道路とに挟まれた土地をいう。

(5) 隅切り線 道路が同一平面で交差、接続、又は屈曲する箇所（交差、接続または屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）において、隅角部を切り取る場合の切り取り線をいう。

(6) 隅切り用地 道路境界線と隅切り線とに挟まれた土地をいう。

(7) 後退用地等 後退用地及び隅切り用地をいう。

(8) 工作物 後退用地等にある門、塀、フェンス、看板、空洞ブロック、

又は擁壁その他これらに類するものをいう。

(9) 埋設物 後退用地等にある上水道給水施設、下水道排水施設、又はガス供給施設その他これらに類するものをいう。

(10) 支障物件 建築物、工作物、埋設物、後退用地等にある立木植栽及び電柱等で、狭あい道路の整備工事の支障となるものをいう。

(11) 埋設物の移設等 埋設物の深埋設化、汚水枡の耐圧化、メーターボックス（量水器）及び宅内枡の建築物敷地への移設等をいう。

(12) 支障物件の撤去等 後退用地等にある建築物及び工作物の撤去、立木植栽の伐採等若しくは電柱等の移設をいう。

(13) 整備工事 後退用地等をそれに接する道路と同等に整備するための工事をいう。

(事前協議)

第3条 後退用地等の寄附の意思がある建築主等は、狭あい道路整備等促進事業事前協議書（様式第1号）を市長に提出して、後退用地等について協議を行うものとする。

2 市長は、事前協議書が提出されたときは、後退用地等の寄附及び整備等について、建築主等と協議を行うものとする。

(事前協議確認等)

第4条 建築主等がこの要綱の内容を十分理解した上で、事前協議が成立したときは、市長及び建築主等は、狭あい道路整備等促進事業事前協議確認書（様式第2号）を取り交わすものとする。

2 建築主等は、事前協議確認書に定めがない事項で変更又は疑義が生じたときは、市長と変更協議を行うものとする。

(変更協議)

第5条 建築主等は、市長と取り交わした事前協議確認書の内容について、前条第2項に定める事項があるときは、狭あい道路整備等促進事業変更協議書（様式第3号）を市長に提出して、後退用地等について協議を行うものとする。

2 市長は、変更協議書が提出されたときは、後退用地等の寄附及び整備等について、建築主等と変更協議を行うものとする。

(変更協議確認等)

第6条 変更協議が成立したときは、市長及び建築主等は、狭あい道路整備等促進事業変更協議確認書（様式第4号）を取り交わすものとする。

2 建築主等は変更協議確認書に定めがない事項で変更又は疑義が生じたときは、市長と変更協議を行うものとする。

（支障物件の確認）

第7条 市長及び建築主等は、事前協議等の成立に必要な建築物及び支障物件の撤去等に関する確認を行うものとする。

（協議の取下）

第8条 建築主等は、何らかの事由により第3条又は第5条の規定による協議について、協議を中止するときは、市長に対し、狭あい道路整備等促進事業協議取下申出書（様式第5号）の届出を行うものとする。

（中止の申出）

第9条 建築主等は、何らかの事由により第4条又は第6条の規定により取り交わした確認書について、事業を中止するときは、市長に対し、狭あい道路整備等促進事業中止申出書（様式第6号）の届出を行うものとする。

（補助金の適用）

第10条 補助金の交付の対象は、第3条の規定による事前協議を行なった次に掲げる後退用地等に適用する。

ア 建築物の建築行為に伴う後退用地等

イ 現に建築物の建築行為が行われている後退用地等

ウ 建築物の建築行為が行われた既存の後退用地等（法第6条の規定による建築確認済証及び法第7条の規定による検査済証の交付を受けたもの）

（補助金の対象費用）

第11条 補助金の交付の対象となる事業は、寄附に係る費用で次に掲げるものとする。

ア 後退用地に係る土地登記費（測量、分筆及び登記に要する費用）

イ 隅切り用地に係る土地登記費（測量、分筆及び登記に要する費用）

(補助金の交付額)

- 第12条 市長が交付する補助金は、前条のアに定めるものについて30万円を、前条ア及びイに定めるものについて40万円を限度額とする。
- 2 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を行うものとする。

(補助金の交付申請)

- 第13条 前条の補助金の交付の対象となる建築主等は、補助金の交付を申請することができる。
- 2 建築主等が、補助金の交付を申請しようとするときは、狭あい道路整備等促進事業補助金交付申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。
- 3 建築主等が、前項の規定による申請を行うときは、事業実施年度の12月末日までとし、1月以降の申請となるときは、別途、市長と協議を行うものとする。

(補助金交付の決定通知)

- 第14条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書について、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否について決定を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、狭あい道路整備等促進事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により、補助金の不交付を決定したときは、狭あい道路整備等促進事業補助金不交付決定通知書(様式第9号)により、建築主等に通知するものとする。

(補助金交付の取下)

- 第15条 建築主等は、前条の規定による補助金交付通知書受理後、何らかの事由により補助金の交付について、取下げを行うときは、市長に対し、狭あい道路整備等促進事業補助金交付取下申出書(様式第10号)の届出を行うものとする。

(敷地後退線の明示)

- 第16条 市長は、必要に応じ、狭あい道路の敷地後退線の位置を明らかにするための境界標識の設置について、措置を講じること又は指示することができる。

(寄附の採納)

第17条 建築主等は、市が後退用地等の寄附を受けることができる要件を満たしたときは、狭あい道路整備等促進事業道路用地寄附採納願（様式第11号）及び登記原因証明情報兼承諾書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

2 寄附対象地について、所有権以外の権利（送電線路敷設地役権等を除く）が設定されているときは、建築主等は、あらかじめ所有権以外の権利の抹消登記を行うものとし、かつ、抹消登記を行なった後に新たな権利の設定を行わないものとする。

3 市長は、寄附採納願について、受納に係る適否確認を行う。

（所有権移転登記）

第18条 市長は、前条第3項について支障ないと確認したときは、後退用地等について土地の所有権移転登記を行うものとする。

（後退用地等の管理）

第19条 寄附を受けた後退用地等は、市長が管理するものとする。

（後退用地等の整備）

第20条 市長は、後退用地等を受納したときは、周辺の舗装及び排水施設の整備状況等を考慮し、当該後退用地等の整備内容等を決定するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において整備工事を行うものとする。

（完了実績報告）

第21条 建築主等は、第17条第3項の規定による寄附採納願について、市長が採納の決定を行なった後に、狭あい道路整備等促進事業完了実績報告書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

（補助金の確定通知）

第22条 市長は、前条の規定による完了実績報告書について、速やかにその内容を審査し、補助金の金額について確定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の金額を確定したときは、狭あい道路整備等促進事業補助金額確定通知書（様式第14号）により、建築主等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第23条 建築主等は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、請求書(様式第15号)により補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金の交付について、手続きを行うものとする。

(補助金の返還)

第24条 市長は、虚偽申請等があると判断したときは、既に交付した補助金について、当該補助金の全部若しくは一部を、建築主等から返還させることができる。

2 市長は、前項の規定によるときは、建築主等に対し、狭あい道路整備等促進事業補助金返還命令書(様式第16号)により補助金の返還を命ずるものとする。

3 建築主等は、前項の規定により命令を受けたときは、市長が指定した日までに、既に交付された補助金を返還しなければならない。

(暴力団等の排除)

第25条 建築主等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員等」という。)である者、又は暴力団員等と密接な関係を有する者

(2) その他、市長が不相当と認めるもの

2 市長は、建築主等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(適用除外)

第26条 この要綱の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しない。

(1) 法第42条第1号第5号に規定する道路の位置の指定を伴う事業を行う場合

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する許可を受けて開発行為を行う場合

(3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業を施行する場合

(4) 市長が、この要綱の適用が不相当と認める場合

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月11日から施行する。